

春の叙勲

受章おめでとうございませう

春の叙勲を7名が受章

4月29日付けで2016年春の叙勲の受章者が発表されました。町内からは7名の方が受章されました。永年の功績に敬意を表し、ますますのご活躍を祈念いたします。お一人の方は、本人のご希望により掲載を控えております。

(順不同・敬称略)

瑞宝中綬章(財務行政事務功勞)



田中 泰助
元 大蔵省大臣官房審議官 (高麗)

瑞宝双光章(消防功勞)



杉崎 英雄
元 大磯町消防団団長 (寺坂)

瑞宝小綬章(郵便事業功勞)



米澤 紀和
元 宇都宮貯金事務センター所長 (石神台)

瑞宝単光章(統計調査功勞)



石井 澄子
元 各種統計調査員 (国府新宿)

瑞宝単光章(消防功勞)



眞壁 孝久
元 大磯町消防司令 (山王町)

瑞宝単光章(警察功勞)



儀野 武
元 警視庁警部 (西小磯西)

県戦没者遺族援護事業 功勞者表彰

多年にわたり戦没者遺族の援護に貢献した功績が認められ、久保田三郎さん(台町)が、県知事より表彰されました。今後ますますのご活躍を期待いたします。



福祉課 内線314

政策課 内線213

(表1) 国民健康保険税の税額・税率表

◎改正条例適用：平成28年4月1日より

	医療分					後期高齢者支援金分 ^{※1}			介護納付金分 ^{※2}		
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
27年度(改正前)	5.60%	10.00%	20,400円	25,000円	52万円	2.20%	9,900円	17万円	1.80%	10,000円	16万円
28年度(改正後)	5.60%	10.00%	20,400円	25,000円	54万円	2.20%	9,900円	19万円	1.80%	10,000円	16万円
増減	-	-	-	-	2万円	-	-	2万円	-	-	-

※1 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度を支援していくために75歳未満の加入者にご負担いただく支援金のことです。

※2 介護納付金分は、40歳～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことです。

平成28年度から、国民健康保険税の税額・税率を(表1)のように改正します。お支払いは納め忘れが少ない口座振替のご利用を！

平成28年度から国民健康保険税の税額・税率が変わります。

町民課 内線274・275

(表2) 低所得世帯に対する軽減額

世帯主、加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計額	軽減割合	
	均等割	平等割
33万円以下	7割軽減	均等割
27年度(改正前)	5割軽減	均等割
28年度(改正後)		平等割
27年度(改正前)	2割軽減	均等割
28年度(改正後)		平等割

※特定同一世帯所属者とは、同じ世帯において国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方です。※原則として、世帯の所得が上記の表により算出された金額を上回った場合、軽減の対象とはなりません。

〔軽減額が拡大〕国民健康保険の加入世帯の前年中の所得が一定額以下の世帯について、一世帯にかかる平等割や一人当たりに対する均等割の軽減の範囲を、(表2)のように拡大します。